

北部方面会計隊長
釧路町商工会会長 殿
釧路商工会議所会頭

釧路駐屯地業務隊長
(公印省略)

公告の掲示について（依頼）

標記について、下記の通り掲示されたく依頼する。

記

1 掲示場所

- (1) 北部方面会計隊ホームページ
- (2) 釧路町商工会
- (3) 釧路商工会議所（釧路市）

2 掲示期間

令和8年7月7日（火）から令和8年8月7日（金）まで

添付書類：別 紙

文書管理者：釧路駐屯地業務隊総務科長

保存期間：1年（10. 3. 31まで保存）、配布先：3箇所

令和8年7月3日

公 告

防衛省陸上自衛隊

釧路駐屯地業務隊長 小原 王巳

陸上自衛隊釧路駐屯地における物品販売店業務及びクリーニング業務出店希望業者を下記のとおり募集するので、説明会に参加され関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 公募に関する事項

(1) 業務件名（公募業種）

- | | |
|--------------------|------|
| ア 物品販売店の設置及び営業 | 1 店舗 |
| イ クリーニング取次店の設置及び営業 | 1 店舗 |

(2) 設置場所（厚生センター）

- | | |
|------------|--------|
| ア 物品販売 | 76.33㎡ |
| イ クリーニング取次 | 8.39㎡ |

(3) 国有財産使用料等

- | |
|-----------------------------------|
| ア 1㎡あたりの国有財産使用料（令和8年度参考、税抜） |
| 釧路駐屯地 14.84円／日（屋内） |
| イ 上記単価に使用面積（㎡）及び使用日数（※365日）を積算する。 |
| ウ 単価については、基準額であり変更される場合がある。 |
| エ 使用料納付 |

国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

オ 光熱水料等

原則、屋外については駐屯地内設備の使用は禁止。屋内については使用量に応じ別途現金徴収する。

(4) 業務期間（国有財産使用許可期間）

国の営業許可日から令和9年3月31日（水）まで

- (5) 受付期間
令和8年7月7日（火）～令和8年8月7日（金）
- (6) 企画提案書類等提出期限
令和8年9月9日（水）16時00分（郵送の場合は必着）
- (7) 設置場所の所在地及び名称
北海道釧路郡釧路町別保112番地
防衛省陸上自衛隊釧路駐屯地内（厚生センター）

2 応募資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有すること。
- (2) 防衛省から取引停止等の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、経營業務をすべて自社で遂行できること。
- (4) 法令等の規定による営業に係る許可が必要な場合は、許可を有していること。
- (5) 暴力団又は暴力団員ではないこと、又は暴力団と関係していないこと。
- (6) 第3項「業者説明会」に参加するものであること。

3 業者説明会

対面式の説明会の実施を基本とするも、資料送付による手段に替える場合がある。

- (1) 日 時
令和8年8月21日（金）10時00分から
（当日都合が悪い場合はご連絡ください。後日個別に対応します。）
- (2) 場 所
陸上自衛隊釧路駐屯地 厚生センター内多目的室
- (3) 説明事項
募集要領、提出書類等に関する事項
- (4) その他
ア 本説明会参加時に印鑑（シャチハタを除く。）を持参
イ 参加希望者（1社2名以内）は、令和8年8月7日（金）17時00分までに会社名、氏名、連絡先（電話番号）を、下記の第5項に示す申し込み先に電話にてお申し込みください。

4 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査を実施

5 申し込み及び問い合わせ先

(1) 住 所

〒088-0604

釧路郡釧路町別保112

陸上自衛隊釧路駐屯地業務隊厚生科厚生班

(2) 電話番号

0154-40-2011 内線370

(3) 担当者

厚生班長 佐瀬